

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

2023年5月号 (Vol.35)

GX 脱炭素電源法による再エネ特措法等の改正

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 本稿の構成	弁護士 小林 卓泰 TEL 03 5223 7768 takahiro.kobayashi@mhm-global.com
III. 再エネ導入に資する系統整備のための環境整備	弁護士 岡谷 茂樹 TEL 03 5220 1862 shigeki.okatani@mhm-global.com
IV. 既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進	弁護士 山路 諒 TEL 03 6213 8126 ryo.yamaji@mhm-global.com
V. 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化	

I. はじめに

2023年2月28日、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）の改正案を含む、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」（以下「本法律案」といいます。）が閣議決定され、現在開会中の第211回国会（常会）に提出されました¹。本法律案は、同年4月27日に衆議院において一部修正の上で可決され、5月9日現在、参議院で審議中となります。

本法律案は、同年2月10日に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1) 地域と共生した再エネの最大限の導入促進、(2) 安全確保を大前提とした原子力の活用に向けて、所要の関連法を改正する束ね法案であり、主に以下の法律の改正案が含まれています。なお、本法律案の附則1条によれば、本法律案による各改正は、原則として2024年4月1日の施行が予定されています。

- ① 電気事業法
- ② 再エネ特措法
- ③ 原子力基本法
- ④ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）
- ⑤ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理法）

本稿では、このうち、上記(1)に関連する再エネ特措法、電気事業法の改正案を中心に、これらに付随・関連する重要な再エネ制度の動向を含め、解説します。

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230228005/20230228005.html>

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

なお、以下においては、本法律案が成立し、施行された場合における改正後の再エネ特措法を「改正法」といい、当該改正前の現行の同法を「現行法」又は単に「法」といいます。また、現行の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則を、単に「施行規則」といいます。

II. 本稿の構成

本稿が取り上げる主な内容は、以下の項目となります。このうち「◎」を付した項目は、これに直接関係する改正内容が本法律案に盛り込まれています。

- (1) 再エネ導入に資する系統整備のための環境整備（下記Ⅲ.）◎
- (2) 既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進（下記Ⅳ.）
 - ・ 太陽電池出力増加時のルール見直し◎
 - ・ 蓄電池の設置促進
- (3) 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化（下記Ⅴ.）
 - ・ 認定申請要件の厳格化
 - ・ 認定事業者の責任明確化◎
 - ・ 違反状況の未然防止・早期解消措置の新設◎
 - ・ 地域とのコミュニケーションの要件化◎
 - ・ 事業譲渡の際の手続強化◎
 - ・ 大量廃棄に向けた計画的対応

なお、上記の各項目は、概ね、総合資源エネルギー調査会における以下の審議会等の審議経過及び報告書等を基礎としており、概要や背景・趣旨等の詳細については、これらの報告書等が参考になります。

審議会・報告書等	(1)	(2)	(3)
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 （以下「大量導入・次世代 NW 小委」といいます。） 制度的な検討を要する論点の整理（2022 年 10 月）（以下「本論 点整理（大量導入）」といいます。） ²	○	○	
大量導入・次世代 NW 小委 再生可能エネルギー長期電源化・地 域共生ワーキンググループ（以下「地域共生 WG」といいます。） 中間とりまとめ（2023 年 2 月）（以下「本中間とりまとめ（地域 共生）」といいます。） ³		○	○

III. 再エネ導入に資する系統整備のための環境整備

再エネ導入拡大によるカーボンニュートラルの実現や電力の安定供給のためには、地域間連系線等の系統の整備が不可欠であるところ、これまで、数兆円規模の系統投資に

² https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/20221007_1.pdf

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/20230210_1.pdf

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

必要な資金調達環境を整えるため、系統整備費用を全国で負担する仕組み（全国調整スキーム）の検討・導入が進められてきました。再エネ特措法でも、既に2022年4月1日施行の改正において、同法に基づく（全国の需要家から徴収する）再エネ賦課金を原資として、再エネ電気の利用促進に資する系統整備費用の一部を一般送配電事業者等に交付する、系統設置交付金制度が導入されています（法28条～30条の2）。

もっとも、現行の系統設置交付金は系統の運転開始以降に交付される（施行規則23条）、特に整備事業の規模が巨大となる場合は、事業コスト低減の観点からも、建設にあたってのイニシャルコスト分の資金調達の円滑化や遅延リスクへの対応が課題として指摘されてきました。

そこで、本法律案では、①電気事業法上、電気の安定供給の確保の観点から特に重要な系統の整備計画を経済産業大臣が認定する制度を新設するとともに（改正電気事業法28条の49）、②再エネ特措法上、当該認定を受けた整備計画のうち、再エネ電気の利用促進に資するものについては、当該認定を受けた一般送配電事業者等（以下「認定整備等事業者」といいます。）に対し、工事に着手した段階から系統設置交付金を交付可能とする改正が予定されています（改正法28条の2。改正法では、かかる系統設置交付金は「特定系統設置交付金」と定義されています。なお、金額等の詳細は、現行の系統設置交付金と同じく、経済産業省令に委ねられています。）。また、本法律案では、③電気事業法上、広域的運営推進機関（OCCTO）（以下「推進機関」といいます。）が、当該認定を受けた整備計画に基づく系統の整備又は更新に要する費用を、卸電力市場値差収益を原資に、認定整備等事業者に貸し付ける制度を導入するための改正も予定されています。

IV. 既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進

1. 太陽電池出力増加時のルール見直し

(1) 審議会での議論

現行ルール上、太陽光発電案件においては、太陽電池の合計出力を変更する際は変更認定の申請・取得が必要であることを前提に⁴、太陽電池の合計出力を3kW以上又は3%以上増加させる場合は、原則として、発電設備全体に適用される調達価格／基準価格が最新の価格に変更されることとなっています⁵。

これに対し、本論点整理（大量導入）では、上記の現行ルールが、不良化したパネルの適切な貼り替え・増設や、技術の進歩により変換効率が向上したパネルへの置換を妨げ、既存再エネ設備の有効活用に対する支障となっているのではないかと

⁴ 法10条1項、施行規則9条1項12号。

⁵ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件（以下「調達価格等告示」といいます。）2条。なお、接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合は、例外的に、調達価格/基準価格の変更事由に該当しないとされています。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

問題意識の下、上記の現行ルールを見直して、太陽電池の貼り替え・増設を促していく方向性が打ち出されました。具体的には、太陽電池の貼り替え・増設時に増出力分が 3kW 以上又は 3%以上となった場合でも⁶、以下の各取扱いとする案が示されました（なお、その後の本中間とりまとめ（地域共生）においても同様の案が示されました。）。

- ① 認定出力のうち当初設備相当分は、従前の調達価格／基準価格を維持する。
- ② 増出力分相当には、「十分に低い価格」の調達価格／基準価格を適用する。
- ③ 貼り替え・増設後の設備も含めて従前の調達期間／交付期間を維持する。

〇見直し後価格変更イメージ



（大量導入・次世代 NW 小委第 44 回資料 1 の 42 頁より引用）

(2) 改正法の規定内容

改正法では、上記見直しを実現するための大枠として、以下の内容が規定されています。

すなわち、再エネ発電設備の増設等（増設又は一部の更新をいいます。以下同じ。）であって「経済産業省令で定めるもの」に係る変更認定を申請する場合は、再生可能エネルギー発電事業計画における法 9 条 2 項 6 号の記載事項⁷につき、当該増設等に係る部分とそれ以外の部分を区別して記載することができるものとされています（改正法 10 条の 2 第 1 項）。その上で、かかる再生可能エネルギー発電事業計画に適用される調達価格／基準価格については、当該増設等に係る部分以外の部分を従前の特定調達対象区分等／交付対象区分等に該当するものとみなして、各部分に係る調達価格／基準価格を基礎として、各部分ごとの発電能力を勘案し、「経済産業省令で定める方法」により算定するものとされています（同条 2 項）。

増出力分相当に適用される「十分に低い価格」等については、上記のとおり経済産業省令の定めにより委ねられているため、今後の審議会や調達価格等算定委員会の議論において、その具体的な水準や算定方法が検討されていくものと予想されます。

⁶ なお、本中間とりまとめ（地域共生）のパブリックコメントでは、太陽電池の合計出力の 3kW 未満かつ 3%未満の増設の場合は、現行ルールを適用する方向で検討を行っている旨が回答されています。

⁷ 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

(3) 廃棄等費用の取扱い

本論点整理（大量導入）や本中間とりまとめ（地域共生）では、上記の改正案に加え、太陽光パネルの適正廃棄を担保する観点から、上記の貼り替え・増設に伴う変更認定時に、関係法令の遵守とともに、適切な廃棄⁸が行われることを確認することが必要である旨が指摘されています。

また、上記の貼り替え・増設により設置された太陽光パネルの廃棄等費用については、十分な費用を確保できることを前提としつつ、設置後のパネル運用を踏まえた積立方法を引き続き検討するものとされています。改正法では、これを受けて、上記の調達価格／基準価格の算定方法に関する改正法 10 条の 2 第 2 項の規定が、解体等積立基準額にも準用される旨が定められています（改正法 15 条の 13 第 5 項）。

2. 蓄電池の設置促進

(1) 従来ルール

2022 年度までの太陽光発電案件における蓄電池の事後併設の取扱いは、(a) 新規 FIP 案件及び 2022 年度以降に FIT 認定を取得した FIP 移行案件、又は (b) 2021 年度までに FIT 認定を取得した FIP 移行案件及び FIT 案件について、それぞれ、以下のとおり整理できます。

- ✓ (a) (b) いずれも、事後的に蓄電池を併設する場合は、変更認定の申請・取得が必要。
- ✓ (a) (b) いずれも、PCS より系統側に蓄電池を事後的に併設する場合は、調達価格／基準価格の変更事由には該当しない。
- ✓ (a) の案件では、PCS より太陽電池側に蓄電池を事後的に併設する場合も、基準価格の変更事由には該当しない。
- ✓ (b) の案件では、PCS より太陽電池側に蓄電池を事後的に併設する場合、(i) 蓄電池からの発電量を区分計量できない場合は、発電設備全体についてその時点の最新の価格に変更することを条件に、事後的な蓄電池の併設が認められる。
(ii) 他方、蓄電池に一度充電した電気を売電する際に、その電気を認定事業者にて区分計量し、非 FIT／非 FIP で売電する場合は、例外的に、調達価格／基準価格の変更なしに事後的な蓄電池の併設が認められる。
- ✓ 上記いずれの場合も、系統からの電気（以下「系統電気」といいます。）を蓄電池に充電することは認められない。

(2) 見直し内容

これに対し、本論点整理（大量導入）では、既存の再エネ発電設備について FIP 制

⁸ 現行制度上、調達期間/交付期間中に太陽光パネルを交換して事業を継続する場合は、外部積立された解体等積立金の取戻しは認められていません（法 15 条の 9、施行規則 13 条の 7）。そのため、本中間とりまとめ（地域共生）では、太陽光パネルの更新にあたって発生する廃棄等費用については、解体等積立金を充てるのではなく、個別に適正な廃棄を求めていくべきと指摘されています。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

度への移行を促し、また、需給を意識した発電事業への変容を期待する観点から、以下のような蓄電池の設置促進案が示されました。

① FIP 移行案件におけるルール見直し：

(b) の案件のうち、(移行時期を問わず) FIP 制度に移行した案件については、事後的に PCS よりも太陽電池側に蓄電池を設置した場合で、かつ、太陽電池の合計出力が PCS の出力を上回っている場合(過積載案件の場合)には、最新の基準価格に価格変更されるのではなく、発電設備の出力(PCSC 出力と過積載部分の太陽電池出力)と基準価格(蓄電池設置前価格と「十分に低い価格」)の加重平均値に価格変更する。

② 系統電気の充電：

蓄電池への系統電気の充電を認めつつ、系統から充電された電気量と認定発電設備側から充電された電気量を計量し、蓄電池から放電された電気量をその比率で按分することで、認定発電設備側由来の電気量を算定し、かかる認定発電設備由来の電気量について、FIT 買取や FIP プレミアム交付の対象とする。

(3) 施行状況

上記(2)①の見直し内容については、2023年4月1日施行の調達価格等告示の改正により、既に適用が開始されています⁹。加重平均に用いられる「十分に低い価格」については、調達価格等算定委員会の意見¹⁰を踏まえ、最新の基準価格を適用するものとされています。他方、上記(2)②の見直し内容については、必要なシステム改修等や計量に関する実務的な整理が検討されている状況となります。

V. 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化

1. 認定申請要件の厳格化

(1) 背景

現行制度においては、FIT/FIP 認定の認定基準として、関係法令(条例を含みません。以下同じ。)の遵守が求められています¹¹。また、認定申請書において、関係法令を遵守することへの誓約が求められる¹²とともに、添付書類として、関係法令に係る手続の実施状況を記載した関係法令手続状況報告書の提出が求められています¹³。

他方、現行制度では、認定の対象が「事業計画」であることに鑑み、一定の例外を

⁹ 調達価格等告示 2 条 19 項の表備考欄へ、同条 31 項の表備考欄木。

¹⁰ 調達価格等算定委員会「令和 5 年度以降の調達価格等に関する意見」35 頁。

¹¹ 法 9 条 4 項 1 号及び施行規則 5 条 1 項 14 号、法 9 条 4 項 2 号及び施行規則 5 条の 2 第 3 号。

¹² 施行規則 4 条の 2 第 1 項が定める認定申請書の様式(様式第 1、第 1 の 2、第 2、第 2 の 2)において、再生可能エネルギー発電事業計画の内容として、「再生可能エネルギー発電事業を実施するにあたり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること」との遵守事項が定められており、申請者が当該遵守事項にチェックマークを入れることとなっています。

¹³ 施行規則 4 条の 2 第 2 項 7 号。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

除いて¹⁴、認定申請段階において関係法令に基づく許認可を取得していることまでは求められていません。許認可の取得や維持については、認定後に許認可を取得・維持せずに事業を実施した場合には認定取消事由¹⁵に該当することを通じて担保する制度設計となっています。

しかしながら、かかる現行の制度設計については、例えば、森林伐採を伴う発電所設置に関して、実態として土砂流出等の問題が生じているなど、関係法令遵守が徹底されていない案件の発生も指摘されています。

そこで、本中間とりまとめ（地域共生）では、「周辺地域の安全に懸念のある地域での発電設備の設置に対しては、事前に許認可手続の取得を求めることが円滑かつ確実な事業実施のために必要である」として、以下のとおり、立地エリアに応じて一定の許認可の取得を FIT/FIP 認定の申請要件化する等の認定手続の厳格化を行うことが提言されました。

(2) 対象となる許認可

本中間とりまとめ（地域共生）によれば、具体的には、以下の許認可が「再エネ特措法における申請にあたり事前に取得を求める許認可」とされ、認定申請要件化等の認定手続の厳格化を行う必要があるとされています（以下、かかる許認可を「本対象許認可」といいます。）。

- ① 森林法における林地開発許可
- ② 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
- ③ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可

これらの許認可を対象とする理由は、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であるためと説明されています¹⁶。

なお、かかる認定手続の厳格化については、電源毎の実情や関係法令上の許認可の手続に配慮しつつも、「原則全ての再エネ電源を対象とする」ものとされています。また、複数の許認可の取得が必要になる場合については、行政手続法 11 条 2 項の規定を踏まえ、「各手続を行う際に、関係する行政機関が一層連携することが求められる」旨明記されています。

(3) 例外① - 環境アセス対象の風力案件・地熱案件

他方で、本中間とりまとめ（地域共生）では、上記と同時に、安全確保と再エネ導

¹⁴ 現行制度上でも、法アセス又は条例アセスが必要となる案件については、事業計画策定ガイドラインにおいて、施行規則 5 条の 2 第 3 号の内容として、認定申請を行う前に、環境影響評価方法書又はこれに相当する図書（環境影響評価の方法について検討した内容を記載する書類）に関する手続を開始していることが必要とされています。

¹⁵ 法 15 条 1 号、2 号。

¹⁶ 但し、本中間とりまとめ（地域共生）では、上記以外の許認可についても、事前の申請要件化を必要に応じて今後検討することを妨げるものではないとされています。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

入拡大を両立する観点や、関係法令間における許認可手続の整合性を確保する観点も踏まえた制度設計とする必要がある旨も指摘されています。

具体的には、法アセス又は条例アセスの対象となる風力発電案件・地熱発電案件については、上記の観点を踏まえ¹⁷、開発までのリードタイムの長さや、土地の使用権原を証する書類に関する運用¹⁸も参考に、上記(1)の例外として、従前どおり、FIT/FIP認定後に本対象許認可を取得することを認めることが適切であるとされています。

但し、上記(1)の認定手続厳格化の趣旨を踏まえ、かかる案件については、以下の条件を付した条件付き認定を行うことで、厳格に対処するとされています。

- ① 環境影響評価手続の完了前に一連の事業に着手した場合や、環境影響評価手続終了後であっても本対象許認可の取得前に開発行為に着手した場合は、認定を取り消す。
- ② FIT/FIP認定から3年以内に本対象許認可を取得し終え、届け出なければならず、これを行えなかった場合は認定を取り消す。

(4) 例外② - 温対法上の促進区域との連携

地球温暖化対策の促進に関する法律（以下「温対法」といいます。）に基づく地域脱炭素化促進事業制度では、市町村が、再エネ事業の促進区域や事業に求める環境保全の取組、経済・社会の発展に資する取組を自らの地方公共団体実行計画に位置付け、当該計画に適合する事業を地域脱炭素化促進事業に認定する仕組みとなっており、認定を受けた事業には一定の許認可のワンストップ化の特例が適用されます。市町村による促進区域の設定や上記取組みの検討を通じて、再エネ事業の候補地や配慮・調整が必要となる課題が見える化され、地域や事業者における再エネ事業の予見可能性が高まることが期待されています。そこで、本中間とりまとめ（地域共生）では、同制度のこうした特性を踏まえ、上記(1)の認定手続厳格化の例外として検討を行うべきである旨が指摘されています。

(5) 本法律案との関係

本法律案には、本1.記載の内容と直接に関係する改正内容は盛り込まれていません。これは、施行規則における認定基準や認定申請手続に関する規定を改正すれば足り、法の改正までは不要であるとの判断に基づくものと推察されます。実際に、再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議が2023年4月4日に公表した「『GX実

¹⁷ より具体的には、法アセス又は条例アセスの対象となる風力発電案件・地熱発電案件については、(i) 現行制度上も、認定申請前に、環境影響評価方法書又はこれに相当する図書に関する手続を開始していることが必要とされている旨（脚注14参照）や、(ii) 環境アセスのプロセスが一定程度進行し、事業計画の内容が一定程度確定した後に、当該計画を踏まえて各許認可の申請を行うことが、各許認可の趣旨を踏まえて整合的かつ合理的である旨が指摘されています。

¹⁸ 資源エネルギー庁の公表する「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」によれば、法アセス又は条例アセスの対象となる風力発電案件・地熱発電案件の場合、譲渡又は賃貸証明書の添付があれば、設置場所の使用権原を証する書類を3年以内に提出するという条件付きで一旦認定する運用がなされています。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

現に向けた基本方針』を踏まえた再生可能エネルギーの導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプラン」によれば、「FIT 申請時の手続き強化に関する省令改正や立地状況のリスク等を踏まえた運用強化等については、法律の施行を待たずに 2023 年夏頃までに迅速に進める」とされています。そのため、本 1.記載の内容については、本法律案の成立・施行を待たず、2023 年夏頃までに施行規則を改正して運用開始することが予定されていると考えられます。

2. 認定事業者の責任明確化

(1) 背景

再エネ特措法では、再エネ発電事業の全てを認定事業者が自ら行うことは求められておらず、事業の全部又は一部を他者に委託・再委託することも許容されています。これに対し、本中間とりまとめ（地域共生）では、こうした委託・再委託に一定のメリットがあることを認めつつも、現行法下では、事業規律の対象は「認定事業者」であるため、委託先・再委託先が認定計画や認定基準に違反した場合における認定事業者の責任が明確でないとの問題意識が示されました。そこで、本法律案では、本中間とりまとめ（地域共生）で示された対応案を踏まえ、以下の改正内容が盛り込まれています。

(2) 認定計画遵守義務の明確化

現行法では、認定事業者が認定計画¹⁹を遵守すべき旨は、遵守していない場合に改善命令（法 13 条）や認定取消し（法 15 条 1 号）の対象となるという形で規定されています。これに対し、改正法は、「認定事業者は、…認定計画…に従って再生可能エネルギー発電事業計画を実施しなければならない」旨をより明確・直接的に定めるとともに（改正法 10 条の 3 第 1 項）、認定事業者の同項への違反が認定取消事由として位置づけられています（改正法 15 条 1 号）。

(3) 委託先・再委託先への監督義務

改正法では、上記（1）の問題意識を踏まえ、認定事業者は、「再生可能エネルギー発電事業に係る業務の全部又は一部を委託する場合は、当該事業が認定計画に従って実施されるよう、「その委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。…）」に対する「必要かつ適切な監督」を行わなければならない旨が規定されています（改正法 10 条の 3 第 2 項）。また、認定事業者の同項への違反が新たに認定取消事由とされています（改正法 15 条 1 号）。さらに、かかる認定取消等の処分の実効性を担保するため、経済産業大臣による報告徴収・立入検査の対象に、上記の委託先が追加されています（改正法 52 条 1 項）。

¹⁹ 法 9 条 4 項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画（法 10 条 1 項の規定による変更もしくは追加の認定又は同条 2 項もしくは 3 項の規定による変更の届出があったときは、その変更後又は追加後のもの）をいいます。以下同じ。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

この点、具体的に如何なるケースが「再生可能エネルギー発電事業に係る業務の全部又は一部を委託する場合」に該当するかについては、本中間とりまとめ（地域共生）では、「再エネ発電設備自体が地方に所在する場合において、認定事業者が地方の地元企業に対して発電事業を委託する場合」が例として挙げられているものの、その外延は十分に明らかにされていません（地域共生 WG の審議経過²⁰から、少なくとも、発電設備の建設工事を EPC 契約に基づき第三者に発注する場合や、発電設備の維持・管理を O&M 契約に基づき第三者に委託する場合は、これに含まれる想定と見受けられます。）。本中間とりまとめ（地域共生）のパブリックコメント²¹では、この点の明確化を求める意見に対し、「いただいたご意見も参考にしながら、詳細な内容を検討してまいります」との回答がなされているところであり、今後、ガイドライン等において、可能な限り具体的に範囲が明確化されることが期待されます。

また、「必要かつ適切な監督」として具体的に求められる措置については、本中間とりまとめ（地域共生）では、「ガイドライン等において認定事業者と委託先間の契約に含めるべき事項（定期報告体制、再委託時の認定事業者の事前同意等）を定めるなど」する旨が提案されています。この点については、本中間とりまとめ（地域共生）のパブリックコメントへの回答において、「認定事業者としてはどのような行動をとれば監督義務を遵守したこととなるかが一定程度予測できるよう、監督義務の一履行手段として契約に盛り込むことが考え得る契約項目などをガイドライン等において例示することを想定しております」との説明がなされており、あくまで例示であると考えられるものの、実務的には、基本的に、当該ガイドライン等に沿った対応を行っていくことになるのではないかと考えられます。今後検討されるガイドライン等においては、例えば、既に締結済みの契約の変更は必須としないなど、既存の実務も踏まえた運用が示されることが望まれます。

なお、改正法 10 条の 3 第 2 項では、上記のとおり、認定事業者の直接の委託先だけでなく、その再委託先（かつ、二以上の段階にわたるものを含む。）についても、同項の監督義務の対象とされています。そのため、認定事業者としては、直接の契約関係にない再委託先や下請先に対しても、その監督を及ぼせるよう、元委託先との契約等において実務的な工夫・手当てを行っていく必要があると考えられます。

（4）所在不明事業者に対する規律の徹底

本中間とりまとめ（地域共生）では、現行制度上、認定事業者の住所の届出等に関する規律は設けられているものの²²、転居の不届等により所在不明となった認定事業者に対して改善命令や認定取消し等の処分を迅速に行う手続規定が特設設けられていないとの問題意識が示され、例えば公示送達の活用を検討すべきと提案されま

²⁰ 地域共生 WG 第 3 回資料 1 の 35 頁参照。

²¹ <https://public-comment.e-gov.go.jp/ser/vlet/PcmFileDownload?seqNo=0000248592>

²² 事業者は認定申請時に住所を記載しなければならない（法 9 条 2 項 1 号）。また、認定後、認定事業者が住所を変更した場合には、遅滞なく届け出なければならず（法 10 条 3 項）、仮に変更の届出を怠った場合には認定取消事由に該当する（法 15 条）。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

した。

そこで、改正法では、改善命令及び認定取消し、後述する積立命令（改正法 15 条の 6 第 1 項）及び返還命令（改正法 15 条の 11 第 1 項）に関し、（民事訴訟法の規定も一部準用する形で）送達に関する規定を整備するとともに（改正法 52 条の 2、52 条の 3）、公示送達の活用（改正法 52 条の 4）や、電子情報処理組織を使用した場合の規定（改正法 52 条の 5）も設けられています。

3. 違反状況の未然防止・早期解消措置の新設

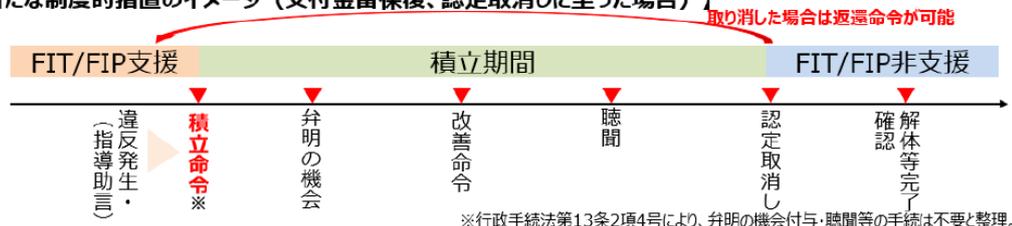
(1) 背景

再エネ特措法上、認定事業者が認定計画に従って再エネ発電事業を実施していない場合は、必要に応じて指導・助言（法 12 条）や改善命令（法 13 条）を経て、認定が取り消され得ることとなっています（法 15 条 1 号）。

これに対し、かかる現行制度については、認定取消しがなされるまでは、違反状況が続いている間であっても、認定事業者である以上 FIT/FIP 制度における支援は継続されるため、早期に違反状態が解消されづらい等の懸念がある旨の指摘もなされてきました。そこで、本中間とりまとめ（地域共生）では、先行して公表された検討会提言²³の内容も踏まえて以下の方針が示され、その大枠が本法律案による改正内容に盛り込まれています。

- ① 違反の未然防止・早期解消を促す仕組みとして、認定計画に違反した場合、認定事業者に対して、FIT/FIP 交付金²⁴を留保するための積立命令に基づく積立義務を新たに課すこととし、違反状態の間は FIT/FIP 交付金の留保を継続する。
- ② 違反状態の早期解消インセンティブを持たせるため、違反の解消又は適正な廃棄等が確認された場合は、留保された交付金を取り戻せることとする。
- ③ 認定取消しの際には、例えば、違反時点から認定が取り消された時点までの FIT/FIP 交付金の返還を求めていく。

【新たな制度的措置のイメージ（交付金留保後、認定取消しに至った場合）】



（本中間とりまとめ（地域共生）の 7 頁より引用）

²³ 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会提言（2022 年 10 月）をいいます。以下同じ。

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/saisei_kano_energy/pdf/20221007_1.pdf

²⁴ 以下、法 15 条の 2 に定める調整交付金（又はこれを原資とする特定契約に基づく再エネ電気の買取代金）を「FIT 交付金」、法 2 条の 2 第 2 項に定める供給促進交付金を「FIP 交付金」といい、両者を総称して「FIT/FIP 交付金」といいます。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

(2) 交付金留保のための積立命令（上記①②）

改正法 15 条の 6 によれば、経済産業大臣は、「認定事業者が第 10 条の 3 の規定に違反していると認めるとき」は、当該認定事業者に対し、所定の額の金銭を「交付金相当額積立金」として積み立てるべきことを命令することができ（1 項）、当該積立は推進機関に対し行うべきこととされています（2 項）。

(a) 積立命令の要件

上記 2. のとおり、改正法 10 条の 3 においては、1 項で認定事業者の認定計画遵守義務が定められており、2 項で認定事業者の委託先・再委託先に対する監督義務が定められています。そのため、積立命令による FIT/FIP 交付金の留保は、1 項の認定計画遵守義務に違反した場合だけでなく、2 項の監督義務に違反した場合も適用され得ることとなっています。

(b) 積立命令のスキーム

FIT 制度では、特定契約に基づいて認定事業者から再エネ電気の買取りを行った買取義務者（再エネ特措法上の電気事業者）に対して、推進機関から買取費用として FIT 交付金が交付されます（法 15 条の 2）。そこで、本中間とりまとめ（地域共生）では、以下のスキームを採るものと整理されました。

(i) 認定事業者に対し、買取義務者を經由して、推進機関への積立義務を課した上で、(ii) 認定事業者の買取義務者に対する当該積立義務と、買取義務者の認定事業者に対する買取代金の支払義務を相殺することで、認定事業者への支払を留保する。改正法でも、かかるスキームを踏まえ、認定事業者は、「経済産業省令で定めるところにより、特定契約…を締結した電気事業者を經由して…積立てを推進機関に行う」とされています（改正法 15 条の 6 第 3 項）²⁵。

これに対し、FIP 制度では、認定事業者が推進機関から直接に FIP 交付金の交付を受けることから（法 2 条の 2 第 2 項、第 3 項）、推進機関が認定事業者に交付すべき FIP 交付金から積立金相当額を控除することで、当該認定事業者が推進機関に当該金額の積み立てを行ったものとみなす、というスキームとされています（改正法 15 条の 8）。

(c) 交付金相当額積立金の金額

FIT 制度における交付金相当額積立金（積立命令により留保される買取料金の金額）は、本中間とりまとめ（地域共生）において、同制度の下で国民負担により認定事業へ支援されている交付額とするものと整理されました。そこで、改正法では、FIT 交付金の額のうち、当該特定契約に基づく買取代金に相当する額を基礎として、経済産業省令で定める方法により算定する旨が規定されています（改正法 15 条の 7 第 2 号）²⁶。

²⁵ なお、同項では、認定事業者が FIP 制度における一時調達契約に基づき売電を行っている場合も、同様のスキームによるものとされています。

²⁶ なお、推進機関が買取義務者に交付する FIT 交付金の金額は、認定事業者からの買取価格から、回避可能費用等を控除した額であるところ（法 15 条の 3）、本中間とりまとめ（地域共生）によれば、買取費用から回避可能費用等を控除した額が 0 円を下回った場合には、留保額は 0 円とすることが妥当である。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

これに対し、FIP 制度では、推進機関から認定事業者に対する FIP 交付金の交付によって直接に支援がなされることから、交付金相当額積立金（積立命令により留保される FIP 交付金の金額）は、FIP 交付金の額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定するものとされています（同条 1 号）。

(d) 積立命令の手続

本中間とりまとめ（地域共生）では、積立命令は金銭処分であるため、認定取消し等とは異なり、行政手続法 13 条 2 項 4 号の適用により、行政手続法における聴聞・弁明の機会の付与は不要との見解が示されており、これにより迅速な措置の発動が可能になるとされています。

(e) 交付金相当額積立金の取戻し

改正法によれば、認定事業者又は認定事業者であった者（以下、本（e）において「認定事業者等」といいます。）は、「交付金相当額積立金を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令に定める場合」に該当することについて、「経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けた場合」には、「当該交付金相当額積立金の全部又は一部」を取り戻すことができるとされています（改正法 15 条の 9）。他方で、都道府県知事、市町村長等その他の認定事業者等以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法）といいます。）その他の法律の規定により、経済産業省令で定められる一定の再エネ発電設備の除去等の措置を講じた場合は、当該認定事業者等により積み立てられた交付金相当額積立金は、推進機関に帰属するものとされており（改正法 15 条の 10 第 1 項）、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金等の交付の業務に要する費用に充てるものとされています（同条 2 項）。したがって、この場合には、認定事業者等は、交付金相当額積立金を取り戻すことはできなくなるものと考えられます。

(3) 認定取消時の交付金の返還命令等（上記③）

本中間とりまとめ（地域共生）では、認定取消しの場合には、原則として、違反時点から認定取消し時点までの FIT/FIP 交付金の返還を求めるべきであり、その場合の返還額は、上記の留保（積立）額と同様に、FIT/FIP 制度の下で国民負担により支援されている交付額とするという方向性が示されました。改正法では、これを受けて、認定取消しの場合に、当該交付額の全部又は一部を推進機関に返還又は納付すべきとする返還命令等の制度が新設されています（改正法 15 条の 11）。但し、かかる返還命令の運用については、本中間とりまとめ（地域共生）において、「認定取消しに至るケースは、違反の程度、認定計画との乖離の程度、認定事業者の帰責性の度合い等が様々である。その中には、認定計画に違反するが認定事業者の帰責性の度合いが低い場合なども含まれる可能性があり、事案応じた柔軟な対応をすべきである」との見解も示されています。

とされています。また、実際の FIT 交付金の額には、買取義務者が需給調整を行う費用や事業税相当額が含まれるところ、こうした買取義務者に対して支払われる費用については、認定事業者への違反早期解消のインセンティブとは無関係であることから、留保額に含めないこととされています。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

4. 地域とのコミュニケーションの要件化

(1) 背景

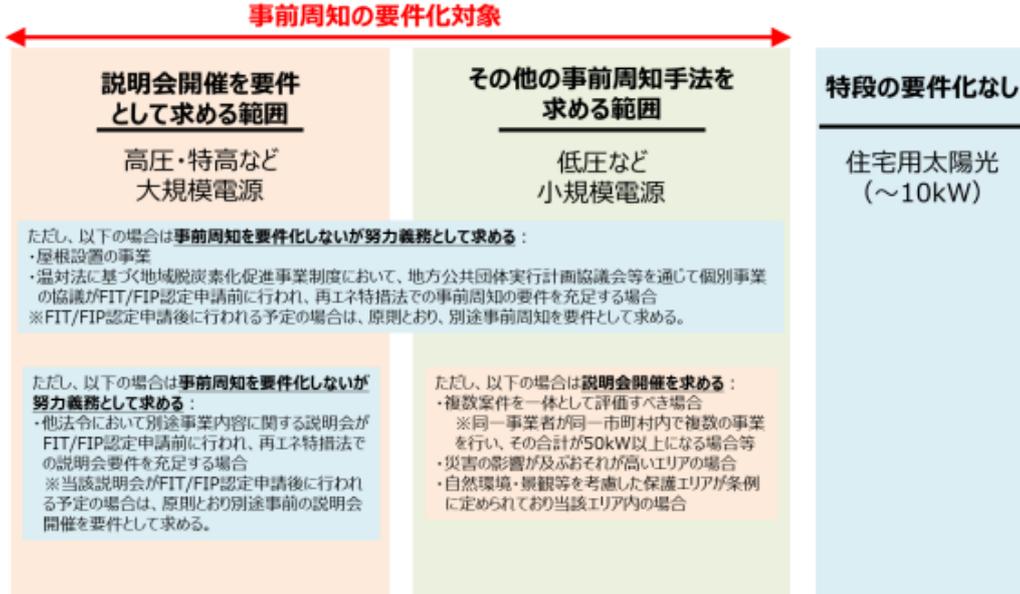
現行の事業計画策定ガイドラインでは、認定事業者への推奨事項（努力義務）として、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること等、地域との関係構築に関する事項が定められています。一方で、自治体や住民から地元理解への懸念（説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）等の声も引き続き寄せられており、こうした現状を踏まえ、検討会提言では「一定規模以上の発電設備の場合にはあらかじめ説明会の開催等の地域への周知を義務化する」ことが盛り込まれました。他方、地域共生 WG の議論では、私人の同意を法律上の要件として求めることには慎重であるべきとの意見や、地域の実情や事業の特性によって適切な周知・コミュニケーション方法は異なるため、自治体の裁量を尊重することも重要との意見も出されました。

そこで、本中間とりまとめ（地域共生）では、こうした点を踏まえ、「一定規模以上の発電設備の場合に、説明会開催を含む周辺地域への事前周知を認定申請要件として国が一律求めることとし、事前周知がない場合は、FIT/FIP の認定を認めないことが適切」との方向性が示されました。

(2) 対象範囲と必要手続

本中間とりまとめ（地域共生）によれば、かかる地域とのコミュニケーションの認定要件化にあたっては、①電源の規模、②電源の設置場所、③電源の設置形態、④他制度の対象エリアといった考慮要素を踏まえ、周辺地域や周辺環境へ影響を及ぼす可能性が高い事業については厳格な手続を求める一方で、その可能性が低い事業については柔軟な手続を求めるべきであるとされています。また、後者の「柔軟な手続」については、標識の事前設置や事業者 HP・ビラへの掲載等引き続き詳細を検討していくべきとされ、同時に、説明会開催等の厳格な手続の実施も努力義務として求めることが望ましいとされています。そして、こうした対象範囲及び必要手続の具体的なイメージとして、以下の図が示されています。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN



(本中間とりまとめ(地域共生)の14頁より引用)

(3) 説明会の要件

本中間とりまとめ(地域共生)では、説明会開催の周知方法や説明会において共通して求める内容については、あらかじめ施行規則やガイドライン等において定める必要がある²⁷とされ、説明会に関する要件例も示されています。また、説明会開催につき虚偽申告や暴行・脅迫などの不正な行為があった場合などは、FIT/FIP認定を行わず、また、認定後に発覚した場合も認定を取り消すべきとされています。

(4) 改正法の規定内容

改正法では、発電設備が「出力その他の事項に関する経済産業省令で定める要件」に該当する場合は、再生可能エネルギー発電事業計画の記載事項として、説明会の開催その他の「事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置として経済産業省令で定めるもの」の実施状況を記載することが求められています(改正法9条2項7号)。その上で、当該要件に該当する場合は、当該措置が実施されたことがFIT/FIPの認定要件となるよう手当てされています(同条4項6号)。

このように、改正法では、地域とのコミュニケーションの認定要件化の大枠が定められており、具体的な対象範囲や必要手続は経済産業省令に委ねられています。そのため、今後、上記の本中間とりまとめ(地域共生)の方向性を踏まえて、具体的な検討と施行規則の改正が行われるものと考えられます。

²⁷ その際、ガイドラインにおいては、事業者から自治体への相談等を引き続き努力義務として定め、自治体からより適切な説明方法、説明対象の提示があった場合にはそれに従うことを求めるとされています。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

5. 事業譲渡の際の手續強化

(1) 変更認定申請の手續厳格化

現行制度上、認定事業の譲渡による認定事業者の変更には、変更認定の申請・取得が必要とされており（法 10 条 1 項、施行規則 9 条 1 項 1 号）、かつ、当該変更認定には、新規認定に係る認定基準等が準用されています（法 10 条 4 項）。

もっとも、こうした事業譲渡については、新規で事業を開始する場合と同様に地域とのコミュニケーション不足によりトラブルが発生する事案も生じやすいとの指摘もあり、検討会提言では「事業譲渡に伴って生じる課題の解消に向けて、例えば発電主体の変更が行われる場合には、前事業者の事業実施状態を認識した上で引継ぎを行い、説明会の開催等の地域への周知を義務化するなど適切な事業実施を実現するための措置について検討を行うことが必要である」との提言が盛り込まれました。

そこで、本中間とりまとめ（地域共生）では、事業譲渡自体を禁止することには慎重であるべきことを前提に、当初の認定申請段階と同様、事業譲渡による変更認定申請段階における手續厳格化を通して規制を強化する方向性が示されました。具体的には、①関係法令に違反しているなど認定基準に違反している案件については、変更認定を認めないとするなど、厳格な対応を行う、②例えば説明会開催等による事前周知を申請要件化した上で、追加的な説明項目の検討も行うとの提案がなされました。

上記を踏まえ、改正法では、認定事業者が「重要な事項として経済産業省令で定めるもの」につき変更認定申請を行う場合は、事前周知措置の実施状況に関する事項（改正法 9 条 2 項 7 号。上記 4.（4）参照。）を申請書に記載することを求めた上で（改正法 10 条 1 項）、当該措置の実施が変更認定の要件となるよう手当てがなされています（同条 4 項）。

(2) 実質的支配者の変更に関する規制

現行制度上、法人たる認定事業者の株式や社員持分が譲渡される場合（認定事業者の株主や社員は変更されるものの、認定事業者自体の変更は生じない場合）は、変更認定を要する他の変更が伴わない限り、変更認定の申請・取得は必要とされていません。

これに対し、本中間とりまとめ（地域共生）では、再エネ発電事業が SPC を經由して行われるケースが存在することを念頭に、事業譲渡時に周辺地域への説明が徹底されない場合の懸念は、「SPC などの事業者の実質的支配者の変更となる場面においても同様に当てはまる」との指摘がなされました。そして、この点への対応として、「実質的支配者の変更など事業譲渡以外の場合においても、一定の要件を満たす場合は同様の規制を適用する」必要があり、「このような実質的支配者の変更の規制態様についてはさらなる検討が必要」との方向性が示されました。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

この点、プロジェクト・ファイナンスやファンドの組成により資金調達を行う案件を含め、SPC を用いた再エネ発電事業のスキームには実務上様々な形態が存するところであり、事業者の予見可能性等の観点からは、具体的に如何なるケースが「実質的支配者の変更」（「一定の要件を満たす場合」）に該当するのか、また、その外延が明確に判別可能かという点が、重要になるものと考えられます²⁸。本中間とりまとめ（地域共生）に対するパブリックコメントでは、この点の解釈の指針をガイドライン等で明らかにすることを求める意見に対し、「ご意見を踏まえ、詳細な制度を検討してまいります」との回答がなされているところであり²⁹、今後の動向が注目されます。

なお、本法律案では、本（2）に直接に関係する改正内容は盛り込まれておらず、別途、施行規則の改正等により対応を行うことが想定されているものと推察されま

6. 大量廃棄に向けた計画的対応

（1）背景

FIT/FIP 制度においては、従前より、2030 年代後半に想定される太陽光パネルの廃棄のピークに向けた計画的対応の必要性が指摘されており、かかる対応の一環として、2022 年 4 月に施行された再エネ特措法の改正では、太陽光パネルの廃棄等費用積立制度が導入され、同年 7 月より運用が開始されています。また、廃掃法において、産業廃棄物の排出事業者は廃棄物の性状等の情報を処理業者に提供する義務を負うことを前提に、現行の事業計画策定ガイドラインでは、含有物質等の情報を処理事業者に提供すべき旨等も定められています。

もっとも、検討会提言では、太陽光パネルの含有物質等の情報公開につき、「情報発信が不足しているケースもあることから、こうしたものも含めた情報の整備・共有方法の検討を行うことが必要である。その際、必要に応じて、表示の義務づけなどの制度的措置の検討も行うことが考えられる」との指摘が盛り込まれました。

また、上記の計画的対応の一環として、「事業廃止後の使用済太陽光パネルの安全な引渡し・リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用」について検討することも、提言として盛り込まれました。

²⁸ 例えば、いわゆる「GK-TK スキーム」を用いるプロジェクトにおいては、当該プロジェクトのスポンサーが「匿名組合員」として関与することになりますが、匿名組合員が営業者となる SPC の業務に関与することについては、いわゆる「匿名組合性」の観点からの制約があるところ、かかる匿名組合員が「実質的支配者」にあたり、匿名組合員出資持分の譲渡による匿名組合員の変更が「実質的支配者の変更」に該当するかどうか、といった点については、実務の関心も高いものと思われま

²⁹ また、「ファイナンスの妨げにならないよう金融機関他の意見も踏まえて議論継続して欲しい」との意見に対し、「今般の手続き強化については、金融機関のヒアリングや有識者からのご意見も踏まえて取りまとめたものになります。いただいたご意見も参考にしながら、引き続き金融実務の実態も考慮しつつ運用してまいります」との回答もなされています。

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

(2) 本中間とりまとめ（地域共生）で示された方向性

こうした検討会提言を踏まえ、本中間とりまとめ（地域共生）では、以下のような方向性が示されています。

(a) 含有物質等の情報提供のあり方

現行制度の規制趣旨を徹底する観点から、認定基準として含有物質等の情報提供を求め、認定申請の際に記載する設備情報にも含有物質等の情報を含めることとし、こうした情報が不足している場合は認定を認めないこととする旨が提案されています。そして、具体的な報告方法（時期・内容・対象）については、環境省と連携し、引き続き検討していくべきとされています。

また、型番が同じパネルについての重複した情報提供による、無駄なコストの発生・処分業者の負担を抑制するため、情報提供を受けた項目をデータベース化し、処理事業者等を含めて情報共有を可能にするなど、その活用のあり方についても引き続き検討していくべき旨も提案されています。

(b) リサイクル・適正処理に関する対応の強化

リユース・リサイクルといった資源循環の考え方に沿った対応の促進・円滑化に向けて、リサイクル等の制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用について、環境省とも連携して実態を把握するとともに、引き続き検討していくべきとされています。また、リユース・リサイクルの促進にあたっては、実際に適正に処理を行うことができる主体の創出・育成を行うことも重要との指摘がなされています。

(c) 本法律案との関係

本法律案には、上記 (a) (b) の内容と直接に関係する改正内容は盛り込まれていません。関係する審議会での検討を経た上で、別途、施行規則やガイドライン等の改正により対応を行うことが想定されているものと推察されます。

セミナー情報

- セミナー 『カーボンニュートラルへ向けた主要国政策の最新動向と体系的
理解～その戦略的な活用と対応準備の道標～』
開催日時 2023年5月17日（水）13:00～15:30
講師 宮岡 邦生
主催 情報機構

- セミナー 『基礎から解説 非金融機関のための OFAC 規制』
開催日時 2023年6月12日（月）13:30～16:30
講師 大川 信太郎
主催 金融財務研究会

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

文献論文

- 論文 「経済安全保障に関する 2022 年までの動向と 2023 年以降の展望 (上)」
掲載誌 NBL No.1238
著者 宮岡 邦生、蔦 大輔、伊奈 拓哉、新井 達也
- 論文 「経済安全保障に関する 2022 年までの動向と 2023 年以降の展望 (下)」
掲載誌 NBL No.1239
著者 宮岡 邦生、蔦 大輔、伊奈 拓哉、新井 達也

NEWS

- **The Best Lawyers in Japan™ 及び Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2024 edition)にて高い評価を得ました**

Best Lawyers®による、The Best Lawyers in Japan™ (2024 edition) にて、当事務所は、Banking and Finance Law ならびに Insolvency and Reorganization Law にて"Law Firm of the Year"を受賞しました。加えて、当事務所の弁護士 152 名が The Best Lawyers in Japan™に、55 名が Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ に選出されております。

Energy Law の分野では小林 卓泰 弁護士、四元 弘子 弁護士、岡谷 茂樹 弁護士、島 美穂子 弁護士、末廣 裕亮 弁護士、野間 裕巨 弁護士 The Best Lawyers in Japan™に選ばれました。

- **ニューヨークオフィス開設のお知らせ**

森・濱田松本法律事務所は、2023 年秋の業務開始を目指してニューヨークオフィスを開設する運びとなりましたので、お知らせいたします。

当事務所は、2002 年に森綜合法律事務所と濱田松本法律事務所との統合により設立され、現在約 720 名の弁護士（外国法弁護士を含む）がグループに所属する総合法律事務所です。日本国外においては、1998 年に、他の日本の法律事務所に先駆けて北京にオフィスを開設し、また、2017 年には、バンコクの手法律事務所と経営統合するなど、クライアントの皆様から「選ばれる事務所（Firm of Choice）」となるという経営ビジョンの下、アジア地域において業容を拡大してまいりました。

一方、当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件については、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりましたが、ニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、今般、アジア地域以外では初めてオフィスを開設することとい

ENERGY & INFRASTRUCTURE BULLETIN

たしました。当事務所は、ニューヨークオフィスを通じ、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスでは、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就任するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーの競争法案件や不正調査・危機管理対応・紛争案件に、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務に精通しています。

米州は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、法的にもひと際大きい市場の一つといえます。当事務所は、ニューヨークオフィスの開設を契機に、当事務所グループの全弁護士の総力を結集してさらなるリーガル・サービスの向上、国際業務の深化を目指してまいります。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com